

特 記 仕 様 書

業 務 名：与那国テレビ中継局自営受電線路用電柱撤去工事設計業務

履行場所：与那国町

履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日

業務内容：本業務は、八重山郡与那国町の久部良岳に設置している与那国テレビ中継局における受電線路用電柱の撤去工事を行うための設計業務である。

(適用について)

第1条 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

(本業務の変更業務委託料)

第2条 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。ただし、見積書が本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額より低い場合は、この限りではない。

(照査の実施)

第3条 本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条（照査技術者）の照査技術者を定めるものとする。

(管理技術者の資格要件)

第4条 管理技術者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ・技術士（電気電子部門、電力土木部門または総合技術監理部門（電力・エネルギーシステムまたは電力土木））
- ・一級又は二級電気工事施工管理技士
- ・一級又は二級土木工事施工管理技士
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級又は二級土木技術者）
- ・シビルコンサルティングマネージャ（電力土木部門又は電気電子部門）
- ・過去10年間に、配電線路更新又は撤去を含む設計業務の実績を1つ以上有している者

(管理技術者の直接的雇用関係)

第5条 管理技術者は、本業務の受注者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

2 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。

(照査技術者の資格要件)

第6条 照査技術者は、以下のいずれかの資格を満たす者とする。

- ・技術士（電気電子部門、電力土木部門または総合技術監理部門（電力・エネルギーシステムまたは電力土木））
- ・一級又は二級電気工事施工管理技士

- ・一級又は二級土木工事施工管理技士
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級又は二級土木技術者）
- ・シビルコンサルティングマネージャ（電力土木部門又は電気電子部門）
- ・過去10年間に、配電線路更新又は撤去を含む設計業務の実績を1つ以上有している者
※照査技術者は管理技術者、担当技術者を兼ねることは出来ない。

（設計業務の条件）

第7条 設計業務等共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

（リサイクル認定資材の原則使用の明記）

第8条 本業務を進めるにあたり、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」にて認定を受けた資材（ゆいくる材）が利用できる場合は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材は原則使用、それ以外のゆいくる材は経済性を考慮し率先使用するものとし、設計図面等に明記するものとする。

なお、当該評価認定制度及び評価認定を受けた「ゆいくる材」については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

【<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoyu/yuikuru.html>】

（配置技術者の確認）

第9条 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- 2 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

（保険加入）

第10条 受注者は、電気通信施設設計業務共通仕様書第1139条等 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（業務環境の改善）

第11条 業務環境に関しては、業務環境改善実施要領（案）の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿

へ記録すること。

(打合せ)

第12条 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- ・業務着手時
- ・中間打合せ（1回）
- ・成果物納入時
- ・調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(着手時の届出書)

第13条 受注者は、本業務着手前に以下の書類を調査職員に提出しなければならない。

- ・着手届、業務工程表、管理（照査、担当）技術者通知及び経歴等
- ・業務計画書
（業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果物の品質を確保するための計画、成果物の内容及び部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器、その他）

(再委託)

第14条 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、業務一部再委託（変更）承諾願及び履行体制に関する書面を提出し、発注者から承諾を得なければならない。

(完了届の提出)

第15条 受注者は、本業務完了後に以下の書類を調査職員に提出しなければならない。

- ・業務完了通知書
- ・業務〔成果物・報告書〕引渡書

(成果物の提出)

第16条 本業務は、電子納品対象外業務とし、紙媒体の成果物を調査職員へ提出すること。

なお、図面及び積算資料等については、電子媒体に保存し、調査職員へ提出すること。

- ・紙成果物 1式
- ・電子媒体（CD-R） 1式
- ・その他（調査職員が指示するもの）

(設計内容)

第17条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- （1）受電線路用電柱撤去工事の設計業務
- （2）撤去工事の積算書作成業務
- （3）各関係者調整（許可関係）
- （4）撤去図面（工事の仕様書を含む）作成業務

(設計条件)

第18条 本業務の設計条件は、以下のとおりとする。

- （1）受電線路用電柱撤去工事の設計業務
 - ア 既設の受電線路及びコンクリート柱を現場で調査し、立地条件を考慮して電柱の撤去方法を決定すること。
 - イ 撤去対象の電柱には使用していない電線が残存しており、これらも撤去対象である。

(2) 撤去工事の積算書作成業務

ア (1)の結果を踏まえて撤去工事の積算書を作成すること。

(3) 各関係者調整（許可関係）

ア 沖縄県自然保護課、与那国町、環境省等の関係機関と打ち合わせを実施し、協議内容を踏まえて申請書及び添付資料の草案を作成すること。

イ 工事着手時に円滑に申請ができる様に、撤去方法についても関係機関と協議を行うこと。

(3) 撤去図面（工事の仕様書を含む）

ア 作成する図面の目録は第19条のとおりとする。

イ 平成29年度に架空電力線の敷設換えの設計を実施した際に、当該電柱の位置図は作成されているが、令和2年度に電力線の敷設換えのみを実施し、電柱の撤去は実施されていない。そのため、現場確認を行い架線状況等、図面と異なる箇所があれば修正すること。

ウ 具体的な電柱の撤去方法を検討し、撤去方法を示した電柱撤去図を作成すること。

(2) 撤去工事の積算書作成業務

ア 積算書及び数量計算書、拾い図を作成すること

・積算書及び数量計算書はエクセルで提出すること

※積算システムで作った場合は、システムでの積算書のファイルも提出すること

・積算は沖縄県及び国土交通省、またはそれに準ずる機関の基準書に基づき行うこと（※工事の特記仕様書も同様）

イ 見積収集

・見積書を徴収する場合は、原則3社以上の見積を徴収すること

・特別な理由があり、2社及び1社のみ見積書を徴収する場合は理由書を作成すること

(図面目録一覧)

第19条 本業務の改修図面の目録は、以下のとおりとする。

(1) 鉄塔改修工事

図面番号	図面名称	縮尺（A1）	備考
E 1	特記仕様書－1	—	
E 2	特記仕様書－2	—	
E 3	特記仕様書－3	—	
E 4	撤去電柱位置図		※参考図有り
E 5	電柱撤去工事図		※参考図無し

(完成図書の提出)

第20条 本業務における完成図書は、以下のとおりとし、第16条のとおり調査職員へ提出すること。また、その他で提出する書面等の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。

- ・業務概要書（契約内容、位置図、実施業務工程表、業務状況（フロー図）等）
- ・打合せ書類関係
- ・撤去工事図

※図面はB V－C A Dに対応している「D X F、D W G、J W C、J W W」ファイルの

いずれかで提出すること

- ・積算書（数量計算書及び拾い図含む）
※積算書及び数量計算書はエクセルで提出すること
- ・写真（現場確認の様子など）

（共通仕様書の適用）

第21条 本業務は、以下の表に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書などは最新版を用いること

基 準 等	制定又は監修
・設計業務等共通仕様書	沖縄県土木建築部
・電気通信施設設計業務共通仕様書	国土交通省
・積算技術業務共通仕様書	沖縄県土木建築部